

中型自動車免許を受験する場合

掲載日：令和7年10月1日

第1 受験資格

20歳以上で、住所が広島県の方

準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に取得しており、いずれかの免許を取得していた期間が通算して2年以上（免許の効力が停止されていた期間を除く。）あること。

「受験資格特例教習」を受けた方は、受験資格が「19歳以上、普通免許等の保有期間1年以上」に緩和されます。

第2 受験手続

- 1 指定自動車教習所を卒業された方
適性試験を実施します。

受付時間

- (1) 広島県又は東部運転免許センター（月～金）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

- (2) 三次試験場（火・水・木）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

※いずれも、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

- 2 直接試験場で受験される方（指定自動車教習所卒業以外の方）

仮免許技能試験～技能試験を実施します。

事前に受験の予約を行い、受験日等の指定を受ける必要があります。

受付時間

- (1) 広島県又は東部運転免許センター（月～金）

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

- (2) 三次試験場（火・水・木）

8時30分～9時00分、13時00分～13時30分

- (3) 最寄りの警察署（月～金）

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

※いずれも、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

※技能試験は、広島県運転免許センターのみで実施します。

第3 必要物等

- 1 運転免許証及びマイナ免許証

運転免許証等のない方及び外国人の方でマイナ免許証をお持ちでない場合は、本籍（外国人の方は国籍及び在留資格期間等全ての事項）の記載された住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）の写し1通（コピー不可）

※原則、外国人の方で、住民基本台帳法の適用を受けない方は、受験する

ことができません。

2 申請用写真 1 枚

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、無背景で、胸から上が写っているもの、大きさ縦 3.0 c m×横 2.4 c m。

(広島県内の指定自動車教習所卒業の方は、写真不要です。また、各試験場では、申請用写真撮影機を設置しています。三次試験場で合格された場合、もう 1 枚写真が必要となります。)

3 教習所卒業証明書(卒業証明書の有効期間は、1 年間です。)

4 仮運転免許証

5 申請書類、ボールペン、

手数料 指定自動車学校を卒業した方 1,650 円

直接試験会場で受験される方 3,900 円 貸車料 3,000 円

仮免許 2,950 円 貸車料 1,750 円

※眼鏡等が必要な方は、必ず持参してください。

第 4 講習

直接試験場で受験される方は、技能試験合格後に、別途中型免許講習を受講しなければなりません。

※すでに準中型免許を取得している方は講習が免除されます。

第 5 交付

1 合格した場合、三次試験場を除き即日交付です。

2 三次試験場で受験の場合、約 10 日後住所地を管轄する警察署で交付します。

※別途交付手数料が必要です。

(免許証のみの方 2,350 円、マイナ免許証の方 1,550 円、2 枚もちの方 2,450 円 仮免許証の場合は、1,100 円)

第 6 その他

1 申請の際は、病気の症状等についての質問に回答していただきます。一定の項目に該当した場合は、職員が必要事項を具体的に聞きます。

2 過去に「免許の拒否」や「取り消し処分」を受けた方が、新たに免許を取得する場合、「取消処分者講習」を受講していないと受験資格がありません。

3 受験日以前に違反や事故で処分点数に達している方は、試験に合格しても交付できない場合があります。

4 積雪・台風等の悪天候の時及び試験を実施するコース等に不具合が発生したときは、運転技能試験を中止することがあります。